

議決権行使レポート

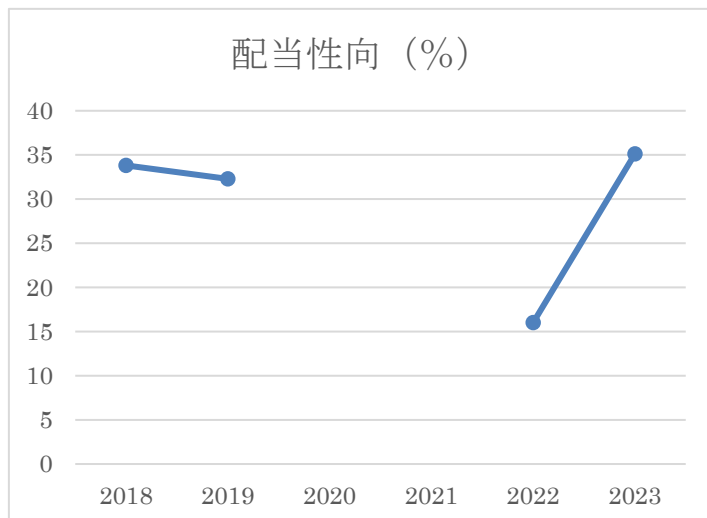
証券コード 5632

会社名 三菱製鋼株式会社

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金の処分の件	○		
第2号議案 取締役6名選任の件			
佐藤 基行 氏	○		
山口 淳 氏	○		
永田 裕之 氏	○		
山尾 明 氏	○		
菱川 明 氏		○	
竹内 美奈子 氏	○		
第3号議案 監査役2名選任の件			
中森 義巳 氏	○		
中川 徹也 氏	○		
第4号議案 取締役に関する業績連動型 株式報酬制度の一部改定の件		○	

上記の推奨をした理由

[第1号議案について]



議決権行使助言会社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ社（以下、ISS）は剰余金の処分に関して、配当性向が15%~100%の場合、通常は賛成することを推奨している。三菱製鋼株式会社（以下、三菱製鋼）の2022年の配当額は

一株当たり 50 円であった。第 1 号議案では 2023 年の配当額について、それと同額の 50 円を提案している。配当性向も考慮し、十分に株主に還元できていると判断し、賛成とした。

[第 2 号議案について]

はじめに取締役会を構成している取締役のバランスの観点から考えると、取締役会に占める社外取締役の割合について、社外取締役の取締役会に占める割合が 3 分の 1 を占めており、ISS の基準や東京証券取引所がコーポレートガバナンス・コードでプライム市場上場企業に求めている基準を満たしており、適切であるといえる。また、取締役会は男性と女性どちらかに偏ることなく、ジェンダーの多様性についても確保されていると考える。年齢についても全体的に高齢であるものの、ある程度の多様性はあり、許容できる範囲であると考えられる。次に再任される予定の取締役について昨年の実績から考えると、コロナ禍での業績悪化から業績をコロナ禍以前の水準まで回復させたことと一昨年度の業績と比べても業績が大きく悪化することもなかったため再任は妥当であると考えられる。新任の山尾明氏は営業部を歴任しており、ほかの取締役が専門としない分野の営業のプロフェッショナルであるから、業績の向上に不可欠であると考えられる。よって賛成とする。しかし、菱川明氏に関しては 10 年間三菱製鋼の社外取締役として貢献してきたが、三菱製鋼の大株主である三菱重工の出身であり、やはりわずかながらも独立性に関して疑わしさが残る。したがって、菱川明氏を除く 5 人の取締役を賛成とし、菱川明氏には反対票を投じた。

[第 3 号議案に関して]

中森義巳氏は年齢も若く、三菱製鋼の様々な部門を担当してきており、その豊富な知見は監査に活きたと考えられる。中森義巳氏は三菱製鋼の監査役を歴任してきており、過去の監査に詳しく適任であると判断できる。以上の理由から監査役 2 名選任の件について二人ともに賛成票を投じた。

[第 4 号議案に関して]

三菱製鋼は第 99 回定時株主総会招待通知において、取締役に関する業績連動型株式報酬制度は経営の高度化に対応できる優秀な人材を獲得・保持できる競争力を確保しつつ、中長期的な業績や企業価値との連動性をより高め、企業価値の向上をより重視した報酬制度とすることを目的としていると記している。また、一般的に株式報酬制度を導入することのメリットは社員のモチベーションの向上と人材の流出を防ぐことができる点であると考えられている。しかし、三菱製鋼のこの制度は社外取締役を除く取締役においてのみ有効であり、三菱製鋼の取締役が全体的に高齢であることを考えると、優秀な人材を保持する効果は大きく期待できないように考える。また、優秀な人材を獲得できるという点に関

しても、この制度が株主総会で可決された 2017 年以降新たに取り締役に任命された人はすべて三菱製鋼出身の生え抜きであるためその効果も不透明であると考え。一方で、取締役の報酬を中長期的に業績や企業価値に対応させる報酬制度にすることに関しては賛成である。したがって、長期的にこの制度の効果を見る必要があり、この制度の報酬額を上げることは時期尚早であると判断し、第 4 号議案については反対を表明した。

[参考文献]

・三菱製鋼株式会社（2023）「株主・投資家情報」.三菱製鋼株式会社.

<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/>, (参照 2023—06—26)

・インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ（2023）.「2023年版日本向け議決権行使助言基準」.インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ. file:///C:/Users/fuyo0/Downloads/Japan-Voting-Guidelines-

Japanese.pdf, (参照 2023—06—26)

・株式会社東京証券取引所（2022）.「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2022年7月14日時点）」.東京証券取引所,

<https://www.jpix.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000006jzbl.pdf>,

(参照 2023—06—26)

・国税庁「別紙 業績連動型譲渡制限付株式報酬の業績連動給与該当性について」.国税庁.

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/bunshokaito/shotoku/210129/besshi.htm>, (参照 2023—06—26)

・PwC コンサルティング合同会社「労政時報」.PwC コンサルティング合同会社.

<https://www.pwc.com/jp/ja/advisory/press-room/contribution/2008/assets/pdf/3728.pdf>,

(参照 2023—06—26)

・MoneyForward クラウド（2022）.「株式報酬とは？普及している背景やメリット・主な種類を紹介」.MoneyForward クラウド. <https://biz.moneyforward.com/ipo/basic/1400/>,

(参照 2023—06—26)